

国のサポートで「介護福祉士」を目指す！

専門実践教育訓練 給付金制度

社会人のための新しい国の支援制度です。
国家資格を取得して、さらなるスキルアップ・
キャリアアップを目指すチャンスです。

※本学で介護福祉士の国家資格を取得して専門職として雇用された場合。

2年間で
最大

96万円
給付

専門実践教育訓練給付金制度とは

平成26年10月より「教育訓練給付金」の給付内容が拡充し誕生した新しい制度です。厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講し修了した場合、本人がその講座に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。

信州介護福祉専門学校
「介護福祉学科」は、
厚生労働大臣が指定する
専門的・実践的な教育訓練講座です。

給付の額

受講者が支払った教育訓練経費のうち、40%を支給（年間上限32万円）。更に、受講修了日から1年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%を追加支給（合計60%、年間上限48万円）。給付期間は原則2年（資格の取得につながる場合は最大3年）。

給付例 受給要件を満たす方が、介護福祉士を目指すため、本学の「介護福祉学科」に入学した場合

1年次 **32万円(年間上限)** + 2年次 **32万円(年間上限)** = **64万円**

介護福祉士の資格を取得し就職した場合 ※受講修了日から1年以内に資格取得し、被保険者として雇用された場合

追加給付 **32万円** (就職) **2年間で最大96万円の給付**
※1年間の給付の上限額は48万円です。

さらに、「教育訓練支援給付金」制度も利用可能です

専門実践教育訓練給付金の受給資格を持つ方のうち、受講開始時に45歳未満であることや専門実践教育訓練を修了する見込みがあることなど、一定の要件を満たす方は、訓練期間中に受けることができます。この教育訓練支援給付金の日額は、原則として雇用保険の基本手当の日額の50%に相当します。（この制度は平成30年度までの暫定措置です。）

●詳しくは「政府広報オンライン」をご覧ください。

給付を受けられることができる方

■初回受給の場合

講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

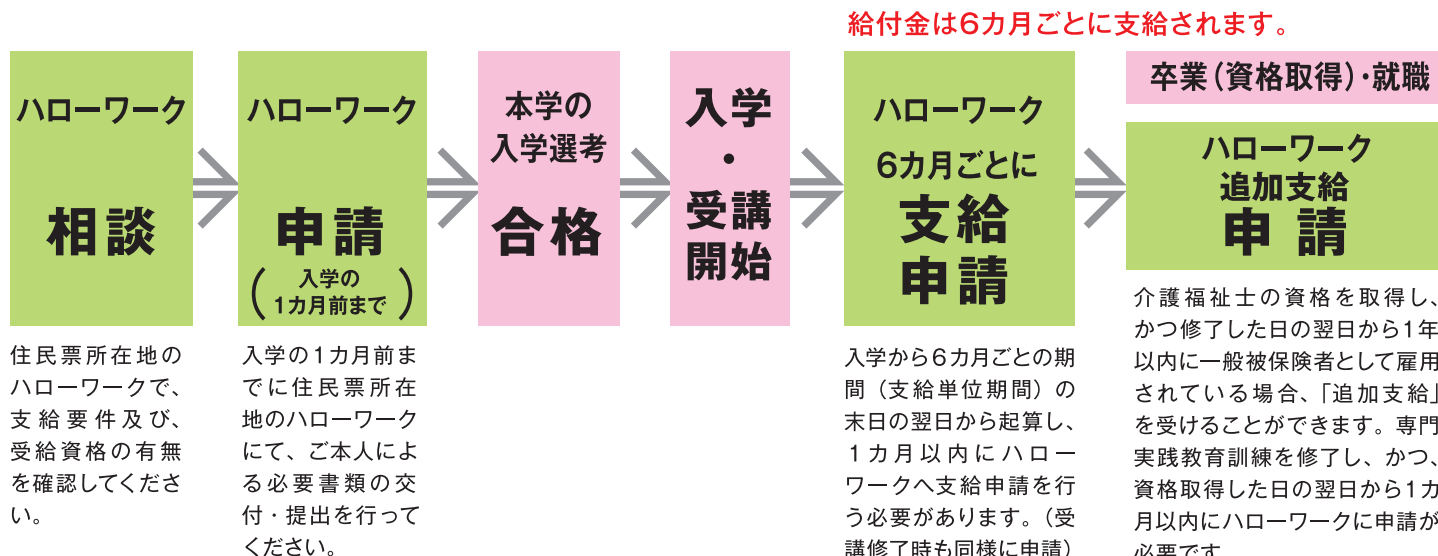
■平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合

- ① 講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
- ② 前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に10年以上雇用保険被保険者期間を有している方（この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給から10年以上経過していない場合は、対象となりません。）

●詳しくは「ハローワークインターネットサービス-教育訓練給付」をご覧ください。

※給付条件等の詳細は、住民票所在地のハローワークまでお問い合わせください。

申請の流れ



※入学の1カ月前までにハローワークに給付の申請手続きが必要です。

入試に関するお問い合わせは、本学へご連絡ください。

●お問い合わせ先

信州介護福祉専門学校

TEL.0263-87-0015